

平成26年第2回（5月）みなかみ町議会臨時会会議録第1号

平成26年5月13日（火曜日）

議事日程 第1号

平成26年5月13日（火曜日）午前9時開議

1. 臨時議長選出について
 2. 臨時議長挨拶
 3. 開会・開議宣言
 4. 町長挨拶
 5. 教育長挨拶
- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 議長選挙について
- 日程第 3 議席の決定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 選挙第 2号 副議長選挙について
- 日程第 7 発議第 4号 みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任について
- 日程第 8 発議第 5号 みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任について
- 日程第 9 発議第 6号 みなかみ町議会だより編集特別委員会の設置について
- 日程第10 発議第 7号 みなかみ町議会だより編集特別委員会委員の指名選任について
- 日程第11 発議第 8号 みなかみ町議会特別委員会の設置について
- 日程第12 発議第 9号 みなかみ町議会特別委員会委員の指名選任について
- 日程第13 選挙第 3号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙について
- 日程第14 議案第 26号 みなかみ町副町長の選任について
- 日程第15 議案第 27号 みなかみ町監査委員の選任について
- 日程第16 承認第 1号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 承認第 2号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 承認第 3号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 承認第 4号 平成25年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告について
- 日程第17 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第18 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	林喜美雄君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	河合生博君

欠席議員 なし

会議録署名議員

1番	高橋久美子君	10番	林一彦君
----	--------	-----	------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋正次	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	増田伸之君
総合政策課長	増田和也君	税務課長	中島直之君
会計課長	篠田朗君	町民福祉課長	内田保君
子育て健康課長	上田宜実君	生活水道課長	高橋孝一君
農政課長	原澤志利君	観光課長	澤浦厚子君
まちづくり交流課長	宮崎育雄君	地域整備課長	石田洋一君
教育課長	岡田宏一君	水上支所長	高野一男君
新治支所長	田村良一君		

臨時議長の紹介及び挨拶

議会事務局長（高橋正次君） 皆さん、おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長議員であります森下直議員をご紹介します。

森下直議員、議長席へお着きください。

（森下 直君 議長席に着席）

臨時議長（森下 直君） ただいま紹介いただきました森下直でございます。

今回の選挙は、朝夕の季節の変化があり、体調管理大変な中行われ、当選されました我々18人がきょうここに一堂に会したわけでございます。町民の負託にこたえ、安全・安心のまちづくりに全議員が心をつにして頑張ろうではありませんか。

ただいまより、地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

開 会

午前9時01分 開会

臨時議長（森下 直君） ただいまより平成26年第2回（5月）みなかみ町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

町長挨拶

臨時議長（森下 直君） 本臨時会に際し、町長、教育長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

まず初めに、町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） お許しをいただきましたので、ご挨拶させていただきます。

去る4月20日に執行されましたみなかみ町議会選挙により、町の人々の信託を受けた皆様により新たな議会が構成されました。4名の新たな方を議員として議場にお迎えしているところであります。高橋久美子、森健治、鈴木初夫、石坂武の各氏であります。いずれの方々も今までそれぞれの分野で大変ご活躍いただいた方々であり、今後、議員としてのご活躍をご期待申し上げます。また、前田善成議員におかれましては、

町議会にお戻りになり、議員として3期目という議会での重要な立場で改めてのご活躍をお願いするところであります。議員各位におかれましては、みなかみ町の住民のため、今後4年間にわたりご尽力いただきますことを前もって感謝申し上げる次第であります。

さて、議会改選後の議会の構成のための議会招集は、10日以内が好ましいとされておりますが、皆様方の任期が始まったのが大型連休の中間ということもあり、本日の招集とさせていただきますところであります。

議会の役割は大きく、そしてまた、住民の議会へ対する期待は大きなものがございます。私も議会といわゆる首長との関係については、何度か話をさせていただいておりますが、新たな議員もいらっしゃることから、私見にわたることを含め何点か申し述べさせていただくことをお許し願いたいと思います。

国においては三権分立、すなわち立法、行政、司法の3つの権力が分立しており、憲法には国会は国権の最高機関であると定めてあります。また、行政機関の最高責任者は、国会の総意により国会議員の中から選任する議院内閣制をとっております。

一方、地方自治体においては、知事、市町村長及び特別区長のいわゆる首長と、それぞれの議会議員は別々に住民による直接選挙で選任される二元代表制となっております。これが機関並立制もしくは機関競争制とも言われているゆえんであります。したがって、国政と違い議員が首長を選任することとならないため、当然のことながら首長に対しての与党、あるいは野党は成立の余地がございません。

言うまでもなく議会は合議機関でありますから、議会の総意が大切で、討論により議会の総意を構成していただくことが何よりも重要となっております。

それに比べ首長は独任制でありまして、教育委員会を初め幾つかの行政委員会が設置されており、首長からの独立性を持った執行はあるものの、基本的には行政執行の全責任は首長にあると言えます。

議会の役割は、町で言えば、まさに町政の方向性を作成すること、すなわち政策立案にあり、町長の責任は、その方向に従って執行することにあるというふうに思っております。

具体的に一つだけ例を挙げさせていただきますが、例えば一般質問の目的の主眼につきましては、将来に向かっての首長の見解を尋ねることよりも、議会の決定した政策に従ってどのような執行状況にあるのか、これを質問し、次の政策展開を検討するための材料にするという点にあり、このことが重要であるというふうに理解しているところであります。

また、よく話をさせていただくことですが、20世紀の地方自治体にあつては、地方自治体の執行している行政の約7割が機関委任事務であつたり、国や県の権限に基づいて執行されており、自治体を代表した首長にしか関与できなかつたということがあつたと思っております。しかし、1999年の地方分権一括法の施行以来、機関委任事務が廃止され、特定のものを除いて約8割が地方自治事務とされ、地方自治体の議会で決定できるという状況になっています。従来慣例が残っていることは否定いたしませんけれども、議会の決定できる範囲がいわば3割から8割に非常に拡大しているということについて、各議員におかれましては、ぜひ意識していただきたいと考えております。

さて、町政の目的は、一言で言えば住民の安心・安全の確保、すなわち住民の公共福祉

の増進と言われております。しかしながら、それをどう実現するか、手段であるとか、住民それぞれの要請、これは極めて多様であります。実現のための戦略、戦術、手段とも多岐にわたります。その中であっても、大きな方向性については常に意識しながら進めていくことが重要と考えております。

町をめぐる環境の変化を見通すためには、例えば住民の総人口であるとか、年齢別の構成要素という変化には常に注目しておかなければならないと思っています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計が発表されておりますが、それによれば、日本の全人口は2040年で1億700万人、現在の1億2,000万人から減少すると言われております。ゼロ歳から14歳人口が1,070万人と約1割まで減少し、15歳から64歳の人口については5,800万人と約5割に減少します。65歳以上については3,900万人と大幅に増加するというのが日本全体の推計であります。この推計にはみなかみ町の推計も含まれておまして、人口問題研究所の言うところの我が町の人口推計は、2040年において約1万2,000人となり、ゼロ歳から14歳人口が900人と1割以下に減少し、15歳から64歳は5,300人と5割を割り込み、65歳以上は5,800人と労働人口の数を上回り、人口の約半数になるというのが人口問題研究所の推計値であります。

これはまさにトレンドによる推計値でありまして、このままでは、あるいは今までと同じような努力をしていたのでは、この推計値が現実になるという厳しい状況だと思っております。

しかしながら、一つ例を挙げますと、みなかみ町の高齢化率は現在約35%です。それが48%へ13%程度増加するという推計でありますけれども、一方、首都圏4都県においてはどのような状況かという、人口減少は約3割ということではありますけれども、高齢者については6割以上ふえるという状況です。どちらの環境変化が今後対応しやすいのか。これについては行政、あるいは議会で町政をいつも議論していただいている議員の方々には推測できるころだと思えます。

とはいいながら、いずれにしても、今後ともみなかみ町が活力を持ち続けるためには、このみなかみ町の恵まれた環境、あるいは資源を最大限に生かしながら、町に住むすべての人々の力を結集して努めていかなければいけないということは言うまでもないことだと思っております。

この際、国民の基本的な必需品が充足され、豊かさとは何かというような、このことに言い尽くされる価値観の多様化というのが非常に進んでおります。別の言葉で言えば、幸せの概念というものが人により多様化し、そしてまた、幸せという概念が流動化しているということも言われております。

そのような中で、住民の満足を得つつ、町政の進むべき方向がどこにあるのか。これについては、非常に慎重な議論、あるいは具体的な施策に応じた議論が必要だろうと思っておりますが、経済発展のみを金科玉条とする国民総生産至上主義ということではないにしても、国民、あるいは住民が経済発展から取り残されても幸せを感じていればいいのかという、いわゆる国民総幸福感、こういう議論もあります。けれども、やはり地域の資源を

生かした活力のある経済活動、これは必要だと思っております。

観光、農業、工業等の産業のいずれも発展する方向を町政として希求していく必要があるということは明らかだと思っております。その中で各種の施策をバランスをとりながら進めていくということだろうと思っております。

そして、この間も申し上げてまいりました。力を合わせることで、つまり何かをなし遂げようということに取り組んでいらっしゃる住民の方々、あるいはその集団へ支援していくということについては、町行政として極めて重要な役割と考えておるところでございます。

そして、地域の活力を上げる手段として広域的な連携の重要性については、ますます増していると認識しております。今後とも周辺市町村との連携や県との協調、そして外部の企業や首都圏を初めとする都市との交流、それに加えて海外自治体を含めての幅広い交流、これは重要な施策だと考えております。

みなかみ町は間もなく新設10周年を迎えることとなります。一つの節目として、すべての住民が一致して参加できる、そのような行事なり、あるいは目的というものを現在検討しております。みなかみ町新設10年という節目に向けて、住民の力を合わせる方向性をさらに出していけるように努めていきたいと思っております。

さて、本日、本議会には執行部のほうから承認案件4件と2議案を提出させていただいております。

特に、本日は副町長の選任について議会の同意をお願いする議案も提出させていただいております。申すまでもないことですが、町の行政執行の責任者として、261名の町役場職員を一体として執行に当たってまいります私のために的確適切に補佐していただける方を、私が最も適任と考え提案させていただきます。ぜひ全会一致でご同意いただくように強くお願いする次第であります。

議員各位におかれましては、町民福祉の向上、公共福祉の増進に積極的に寄与いただくことをご期待申し上げ、本議会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

教育長挨拶

臨時議長（森下 直君） 次に、教育長牧野堯彦君。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） おはようございます。教育長の牧野堯彦でございます。どうぞよろしく願います。

まずもって、議員各位におかれましては、4月20日に行われました厳しい町議会議員選挙を勝ち抜かれ、見事に当選を果たされました。まことにおめでとうでございます。改めて心からお祝いを申し上げます。

さて、本日は初議会ということでありまして、貴重なお時間をいただいておりますみなかみ町の教育行政の概要につきましてご理解をいただくとともに、これからのみなかみ町の教育の

充実と発展のために何とぞご指導、ご支援を賜りますよう、しばしの時間をいただいております。話しさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

町の教育委員会では、本年度の教育行政方針を学校教育、社会教育を含め「一生涯勉強なんだ」という生涯学習を推進する観点から、大きなテーマといたしまして「生きる喜びに満ちた心豊かな人々の町～すべての町の人々に豊かな学びを～」といたしまして、幼児から児童・生徒並びに町民の皆さんの一人一人を大事にし、それぞれの人生の各時期に応じて家庭教育、学校教育、社会教育、文化、スポーツ、さらには地域の貴重な歴史的、文化的資源などを生かした学習など、そのための学習環境と学習機会の提供に努めることにより学びを保障し、豊かな心・高い知性・健康な身体を培い、日々生きる喜びに満ちた心豊かな人々が住まわれるまちづくりを目指して進めているところであります。

まず、そのうちの学校教育におきましては、『『生きる力』を鍛え育む教育を』という大きなテーマとし、具体的には「故郷（ふるさと）みなかみを愛し、21世紀に生きる思いやりのある、強く逞しい児童・生徒」の育成を目指し、幼稚園、保育園、こども園、小・中学校教育において、人として生きるための基礎的な資質・能力を養い、幼児、児童・生徒がそれぞれに「生きる力」を身につけることを目的として努力しているところであります。

特に価値観が多様化し、グローバル化、情報化が激しい状況で進んでいる現在、また早いテンポの少子高齢社会進行の中で、自らの信念や夢・目標を持ち、我慢強く自らの力で生き抜いていける、目標を実現していける、また自らの進むべき道を切り開いていける力をしっかりとつけることが教育の大きな使命であると考えております。そのために強い健康な身体を養い、人の社会に生きるのにふさわしい道徳性を培い、確実な学力を身につけることが必要になってまいります。したがって、学力向上に、道徳教育の充実に、体力の向上に全力を上げてきているところであります。

また、どの子どもも大切な一人一人の子どもでござります。子どもをよく理解して、ニーズに合った自立のための力をつける特別支援教育、幼稚園、こども園、保育園、小・中学校が連携した教育。親身になっての教育が求められております。

ただいま述べてきましたような今求められる教育に対し町当局、また議会の皆さんにもご理解をいただき、IT機器の整備、あるいは中学生の海外派遣事業、各小・中学校への特別支援員の配置、ALTの配置など、極めてありがたい事業を進めていただいております。

次に、教育環境整備についてであります。町村合併当初より、この町の教育施設に関しては「みなかみ町教育施設整備計画検討委員会」を立ち上げ、その答申に基づき教育施設の整備が進められてまいりました。特に町内小・中学校の耐震補強工事も県内でもいち早く進められ、子どもたちの安心・安全の確保が早々になされてまいりました。そして現在は、よりよい教育の内容を求め、教育設備等教育環境の充実の方向へと歩みを進めているところであります。

ただ、一方で、築30年から50年という校舎等の老朽化への進みも多く、子どもの安全・安心にかかわる早急な修繕・修理等も要請されてくることが予想されているところで

あります。

そして、いま一つ大きな意味での環境整備となりますが、平成21年12月、進む少子化等を見通しながらまとめられました議会の「教育施設等検討特別委員会」の最終報告書。作成当時よりさらに早いペースで進んでいるように感じられます少子化に対応したこれからの教育の方向性、対応策。そして、それに伴う学校規模の適正化、適正配置を含め将来を見通す中で報告書の内容を勘案しつつ、早急に検討に入ってまいりたいと考えております。

さて、もう一つの重要な柱である生涯教育の立場でございますが、生涯学習社会の視点に立っての生涯教育の推進につきましても、町の後期基本計画の重点項目内容を生かし「町民の皆さんを豊かなライフ・ステージに」をモットーとし、具体的に施設設備の整備・改善、さらには体育協会等諸団体、関係諸機関との連携を図り、諸事業の推進や文化財の保存と活用の具体化、スポーツ推進計画に基づく生涯スポーツの推進を図ってまいります。

重要な行事であります町民体育祭も本年は第9回を迎えます。一層の多数の町民皆さんの参加を得て、内容の充実した、より楽しいものにしていきたいと願い、もう既に準備に入っているところであります。その他各種事業推進について町民皆様の期待に沿っていけるよう一歩ずつ進めてまいりたいと考えております。

以上、教育行政の取り組みにつきまして概要をご説明させていただきました。課題はまだたくさんございますが、一つ一つ着実に解決に向け取り組んでまいる所存でございます。これまで同様、議員各位の皆さんの温かいご指導、ご理解をお願い申し上げます。初議会開会に当たり教育長の挨拶とさせていただきます。貴重なお時間ありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

開 議

臨時議長（森下 直君） 町長、教育長の挨拶が終了しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しました議事日程のとおりであります。

議事日程により議事を進めます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（森下 直君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

臨時議長（森下 直君） 日程第2、選挙第1号、議長選挙についてを議題といたします。

議長選挙については、投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については投票により行うことに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（森下 直君） ただいまの出席議員は18人であります。

次に、立会人を指名いたします。

立会人には、会議規則第32条第2項の規定により、仮議席1番高橋久美子君及び仮議席10番林一彦君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

臨時議長（森下 直君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（森下 直君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

臨時議長（森下 直君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

議会事務局長（高橋正次君） それでは、議席番号と氏名を読み上げます。投票を順にお願いします。

1番高橋久美子議員、2番森健治議員、3番鈴木初夫議員、4番石坂武議員、5番小林洋議員、6番林誠行議員、7番中島信義議員、8番前田善成議員、9番阿部賢一議員、10番林一彦議員、11番山田庄一議員、12番河合生博議員、13番林喜美雄議員、14番原澤良輝議員、15番高橋市郎議員、16番久保秀雄議員、17番小野章一議員、18番森下直議員。

（点呼・投票）

臨時議長（森下 直君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（森下 直君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

開票につきましては、仮議席1番高橋久美子君及び仮議席10番林一彦君の立ち会いをお願いいたします。前にどうぞ。

（開 票）

臨時議長（森下 直君） 議長選挙の開票結果をご報告いたします。

投票総数 18票
 有効投票数 17票
 無効投票数 1票 白票
 有効投票中 河合生博君 10票
 小野章一君 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、河合生博君がみなかみ町議会議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

臨時議長（森下 直君） ただいま議長に当選されました河合生博君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

河合生博君、当選の承諾及び議長就任の挨拶を登壇の上、お願いいたします。

これをもちまして、私の臨時議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございます。

河合生博議長、議長席にお着きください。

（12番 河合生博君登壇）

12番（河合生博君） 議長就任に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

ただいま臨時議長森下直議員の進行により議長選挙が行われた結果、不肖私、河合生博が当選をさせていただきました。ここに先輩並びに同志の皆様方に心から感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

与えられた任務を全うできるよう誠心誠意努力したいと考えておりますので、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。議長就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより議事運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第3 議席の決定

議長（河合生博君） 日程第3、議席の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、ただいまお座りの議席を本議席といたしますが、議長は18番といたします。

よって、13番林喜美雄君以降の番号を順次1番ずつ繰り上げをしていただきたいと思います。

なお、本日につきましては、そのままの議席で審議をお願いいたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

議長（河合生博君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

1番 高橋久美子君

10番 林一彦君 を指名いたします。

日程第5 会期の決定

議長（河合生博君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、本日1日限りとしたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第6 選挙第2号 副議長選挙について

議長（河合生博君） 日程第6、選挙第2号、副議長選挙についてを議題といたします。

副議長選挙については、投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

議場の出入り口を閉じます。

（議場閉鎖）

議長（河合生博君） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、2番森健治君、11番山田庄一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

議長（河合生博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

議長(河合生博君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

議会事務局長(高橋正次君) それでは、投票に移ります。

まず、1番高橋久美子議員、2番森健治議員、3番鈴木初夫議員、4番石坂武議員、5番小林洋議員、6番林誠行議員、7番中島信義議員、8番前田善成議員、9番阿部賢一議員、10番林一彦議員、11番山田庄一議員、12番林喜美雄議員、13番原澤良輝議員、14番高橋市郎議員、15番久保秀雄議員、16番小野章一議員、17番森下直議員、18番河合生博議員。

(点呼・投票)

議長(河合生博君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

開票につきましては、2番森健治君及び11番山田庄一君の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議長(河合生博君) 副議長選挙の開票結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票数 17票

無効投票数 1票

有効投票中 高橋市郎君 15票

原澤良輝君 2票

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、高橋市郎君がみなかみ町議会副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(河合生博君) ただいま副議長に当選されました高橋市郎君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

高橋市郎君、当選の承諾及び副議長就任の挨拶を登壇の上、お願いいたします。

(14番 高橋市郎君登壇)

14番(高橋市郎君) ただいま皆様の投票によりまして副議長という大役を仰せつかりました高橋でございます。

議会とはどうあるべきかをきちっととらえ、そして議長を補佐し、町政発展のために最大限努力をする覚悟でございます。どうぞ皆様方のご指導をよろしくお願いいたします。

日程第7 発議第4号 みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任について

議長（河合生博君） 日程第7、発議第4号、みなかみ町議会常任委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、みなかみ町議会委員会条例第2条により、議会に3常任委員会を置き、その構成は総務文教常任委員会6人、厚生常任委員会6人、産業観光常任委員会6人となっております。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、みなかみ町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、議長より指名選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

ここで暫時休憩をお願いいたします。

（ 9時58分 休憩）

（10時21分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより常任委員会委員の指名を行います。

総務文教常任委員会委員に森健治君、高橋市郎君、中島信義君、阿部賢一君、小野章一君、河合生博、次に厚生常任委員会委員に高橋久美子君、石坂武君、小林洋君、林一彦君、林喜美雄君、林誠行君、以上の6人を……

（「ゆっくり言ってください」の声あり）

議長（河合生博君） はい。

産業観光常任委員会委員に鈴木初夫君、前田善成君、山田庄一君、原澤良輝君、久保秀雄君、森下直君、以上の6名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたしますので、各常任委員会を開催し、正副常任委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終わるよう、委員会条例第10条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

（10時24分 休憩）

（10時37分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正副常任委員長の互選が行われましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に阿部賢一君、同副委員長に中島信義君。

厚生常任委員会委員長に小林洋君、同副委員長に林一彦君。

産業観光常任委員会委員長に山田庄一君、同副委員長に前田善成君。

以上で報告を終わります。

ここで、各常任委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

まず、総務文教常任委員会委員長阿部賢一君。

(総務文教常任委員長 阿部賢一君登壇)

総務文教常任委員長(阿部賢一君) 先ほど別室で開催されました総務文教常任委員会におきまして、互選により委員長を務めることになりました阿部賢一です。

総務文教常任委員会が抱える問題は、大変山積しております。合併特例期間の終了を迎える中での財政運営、そしてまた、少子高齢化を迎える中での教育環境等々、あらゆる課題が山積している中で、町民の求める方向性というものにしっかりと出せたらいいなというふうに考えております。

何分にも議員各位のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、就任のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 厚生常任委員会委員長小林洋君。

(厚生常任委員長 小林 洋君登壇)

厚生常任委員長(小林 洋君) ただいま別室で厚生常任委員会の委員長を賜りました小林洋でございます。

先ほど総務の委員長、申し上げておりましたが、みなかみ町、超高齢化、超少子化の問題を抱えながら、今後、社会保障も含めて問題点多いと思います。皆様のご協力を賜りまして、みなかみ町の発展と町民の幸せのために全力を尽くす決意でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長(河合生博君) 産業観光常任委員会委員長山田庄一君。

(産業観光常任委員長 山田庄一君登壇)

産業観光常任委員長(山田庄一君) ただいま別室で産業観光常任委員会の委員長ということで指名をされました山田庄一でございます。

前回に引き続いての再任ということになりますけれども、非常に今回の議会というのは、議会自体、それと議員の資質が問われている、選挙を勝ち抜いてきた皆さんの活動だと思っております。産業観光常任委員会、所管するところは、町として非常に重要なところも多いわけですが、課題も非常に多いと思っております。皆様のご協力をいただきながら一生懸命務めたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(河合生博君) 以上で各常任委員会委員長の挨拶を終了いたします。

議長（河合生博君） 日程第8、発議第5号、みなかみ町議会運営委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

みなかみ町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議会運営委員会委員8人のうち3人は各常任委員会委員長をもって充てることになっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、みなかみ町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議長より指名選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

これより議会運営委員会委員の指名を行います。

議会運営委員に鈴木初夫君、小林洋君、中島信義君、前田善成君、阿部賢一君、山田庄一君、林喜美雄君、原澤良輝君、以上8名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会運営委員は、暫時休憩いたしますので、委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第10条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

（10時43分 休憩）

（10時50分 再開）

議長（河合生博君） 会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長に林喜美雄君、同副委員長に原澤良輝君。

以上で報告を終わります。

ここで委員長より挨拶をいただきたいと思っております。

議会運営委員長林喜美雄君。

（議会運営委員長 林 喜美雄君登壇）

議会運営委員長（林 喜美雄君） ただいま別室において議会運営委員会が開かれまして、委員長を拝命しました林喜美雄でございます。

議会のスムーズな運営を心がけていきたいというふうに考えております。議員諸兄のご協力のほどお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（河合生博君） 以上で委員長の挨拶を終了いたします。

日程第9 発議第6号 みなかみ町議会だより編集特別委員会の設置について

議長（河合生博君） 日程第9、発議第6号、みなかみ町議会だより編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、みなかみ町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会だより編集特別委員会を設置し、同条第2項の規定により6人の委員で構成したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、原案のとおり6人の委員で構成する議会だより編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第10 発議第7号 みなかみ町議会だより編集特別委員会委員の指名選任について

議長（河合生博君） 日程第10、発議第7号、みなかみ町議会だより編集特別委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会だより編集特別委員会委員の選任については、みなかみ町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議長より指名選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

これより議会だより編集特別委員会委員の指名を行います。

議会だより編集特別委員会委員に高橋久美子君、森健治君、石坂武君、中島信義君、山田庄一君、原澤良輝君、以上の6人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選任いたしました以上の諸君を議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会だより編集特別委員会委員は、暫時休憩いたしますので、特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第10条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

(10時54分 休憩)

(11時03分 再開)

議長(河合生博君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会だより編集特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、ご報告いたします。

議会だより編集特別委員長に中島信義君、同副委員長に森健治君。

以上で報告を終わります。

ここで委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

議会だより編集特別委員長中島信義君。

(議会だより編集特別委員長 中島信義君登壇)

議会だより編集特別委員長(中島信義君) ただいま別室におきまして議会だより編集特別委員会の会議が持たれました。その中で委員長に拝命をいただきました中島信義でございます。よろしく願いいたします。

私も4年前から第1期目として議会だより編集特別委員会の委員を仰せつかってまいりました。この4年間の経験を生かし、またこれからこの特別委員会の議会だよりを町民の皆様にはわかりやすく丁寧に伝える義務がありますので、皆様方のご協力を得まして、引き続き議会だよりを丁寧ににつくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長(河合生博君) 以上で委員長の挨拶を終了いたします。

日程第11 発議第8号 みなかみ町議会特別委員会の設置について

議長(河合生博君) 日程第11、発議第8号、みなかみ町議会特別委員会の設置についてを議題といたします。

特別委員会の設置につきまして、まず高原千葉村調査検討特別委員会ですが、高原千葉村は、昭和53年11月より千葉市民ロッジの開設が始まり、青少年自然の家の建設、また林間キャンプ場の建設等、長きにわたり観光振興と地元雇用の場、地域経済の活性化に大きく貢献している施設であります。

しかしながら、開設40年が経過し、社会環境や市民のライフスタイルも大きく変化する中で、千葉市長の意向で施設の譲渡協議があり、前の議会でも特別委員会を設置し取り組んでまいりました。みなかみ町にとっても大変重要な問題でありますので、当局と一緒に取り組んでいく必要性を感じ設置をしたいものであります。

次に、交流調査特別委員会ですが、現在のみなかみ町の観光を考えると、38%の町民が観光関係業に携わっており、デスティネーションキャンペーン以降、多少は観光客は戻ってきており、現在、国内では東京都中野区、埼玉県さいたま市、茨城県取手市、国外では台湾の台南市、タイ等と交流を行っており、その地域からも団体旅行、教育旅行等でみなかみ町に来ていただいております。まだまだたくさんの可能性があり、子供たちの

教育的な観点からも、さまざまな地域間交流を持つことは大変重要であり、新たな地域間交流のあり方を調査検討し、みなかみ町の観光に寄与するため設置をしたいものであります。

次に、地域活性化対策特別委員会ですが、5月9日の新聞発表により衝撃的な全国自治体試算が報道されました。みなかみ町も多分に漏れず、現状のまま推移すれば、2040年には人口は女性6,389人、男性5,603人、合計で1万1,987人との試算となっております。現在でも少子高齢化や過疎化、農業・観光業の後継者不足、鳥獣害等多くの問題を抱えております。その根本的な問題点を調査、研究することにより、みなかみ町の活性化に向けて取り組む必要がありますので、特別委員会を設置したいものであります。

以上、特別委員会の設置に対する意義についてを申し上げます。

お諮りいたします。

発議第8号、みなかみ町議会特別委員会の設置については、みなかみ町議会委員会条例第6条第1項の規定により、高原千葉村調査検討特別委員会、交流調査特別委員会、地域活性化対策特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、高原千葉村調査検討特別委員会8名、交流調査特別委員会6名、地域活性化対策特別委員会7名で構成したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、発議第8号、みなかみ町議会特別委員会の設置については、原案のとおり8名の委員で構成する。高原千葉村調査検討特別委員会、6名の委員で構成する交流調査特別委員会、7名の委員で構成する。地域活性化対策特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第12 発議第9号 みなかみ町議会特別委員会委員の指名選任について

議長(河合生博君) 日程第12、発議第9号、みなかみ町議会特別委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第9号、みなかみ町議会特別委員会、高原千葉村調査検討特別委員会、交流調査特別委員会、地域活性化対策特別委員会の委員選任については、みなかみ町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議長より指名選任したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

これより高原千葉村調査検討特別委員会、交流調査特別委員会、地域活性化特別委員会の委員指名を行います。

高原千葉村調査検討特別委員会……

(「名前を呼ぶときに、ちょっとゆっくり」の声あり)

議長(河合生博君) はい、わかりました。

高原千葉村調査検討特別委員会委員に高橋久美子君、林誠行君、中島信義君、前田善成君、阿部賢一君、林一彦君、山田庄一君、林喜美雄君、以上8名を、交流調査特別委員会委員に鈴木初夫君、小林洋君、林一彦君、阿部賢一君、山田庄一君、森下直君、以上6名、地域活性化対策特別委員会委員に高橋久美子君、森健治君、石坂武君、前田善成君、阿部賢一君、林一彦君、山田庄一君、以上7名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、発議第9号、みなかみ町議会特別委員会委員の指名選任については、ただいま選任いたしました以上の諸君を選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました高原千葉村調査検討特別委員会委員、交流調査特別委員会委員、地域活性化対策特別委員会委員は、暫時休憩いたしますので、特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第10条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

(11時12分 休憩)

(11時36分 再開)

議長(河合生博君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高原千葉村調査検討特別委員会、交流調査特別委員会、地域活性化対策特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

高原千葉村調査検討特別委員会委員長に林喜美雄君、同副委員長に林一彦君。

交流調査特別委員会委員長に林一彦君、同副委員長に鈴木初夫君。

地域活性化対策特別委員会委員長に前田善成君、同副委員長に石坂武君。

以上で報告を終わります。

ここで、各常任委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

高原千葉村調査検討特別委員会委員長林喜美雄君。

(高原千葉村調査検討特別委員長 林 喜美雄君登壇)

高原千葉村調査検討特別委員長(林 喜美雄君) ただいま高原千葉村調査検討特別委員会の正副委員の互選会におきまして、委員長を拝命することになりました林喜美雄です。

前期の特別委員会から引き続きということになりました。千葉村におきましては、まさにあれから40年ということで、時代の変遷の中で大きな課題を投げかけられているわけですが、地元はもとより、町にとっても大変大きな課題でございます。よりよい方向を求めて調査、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(河合生博君) 交流調査特別委員会委員長林一彦君。

(交流調査特別委員長 林 一彦君登壇)

交流調査特別委員長(林 一彦君) 先ほど別室におきまして、みなかみ町議会交流調査特別委員会の委員長に選ばれ、拝命させていただきました林一彦です。

先ほど議長の話の中に、観光に携わる人の人口が38%ということで、この町は図らずも観光が主幹産業の町であります。この町にとって友好協定を結んでおります中野区、さいたま市、それから取手市、台南市、中国聯合国際学院等々の協定先がございますけれども、調査、研究して、早くこれを実行に移して、よりこのみなかみ町にお客さんが多く来て、協定相手先とウイン・ウインの関係が築けるよう一生懸命頑張っていく所存でございますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長(河合生博君) 地域活性化対策特別委員会委員長前田善成君。

(地域活性化対策特別委員長 前田善成君登壇)

地域活性化対策特別委員長(前田善成君) このたび別室で互選会議の選挙で地域活性化対策特別委員会の委員長を拝命しました前田善成です。

これからのこのみなかみ町、自然豊かな、資源豊かな、このいい町を世の中に広めることと、この町で子供たちが生まれて一生過ごしていく、そういうような町にするため、この地域活性化対策特別委員会でいろいろな町の方向性を提案し、皆様からいただいた期待にこたえるよう議会活動をこれからも推進してまいります。そのためには、まず皆様のお力をおかいただき、いい議会を運営させていただき、町民の皆さんの負託にこたえていきたいと思っておりますので、これからもよろしく申し上げます。

議長(河合生博君) 以上で委員長の挨拶を終了いたします。

日程第13 選挙第3号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙について

議長(河合生博君) 日程第13、選挙第3号、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙につきましては、組合が議会と同じ形式をもって運営されており、組規約第5条により、みなかみ町では2人の議員を選出することになっております。そのうち1人は、組規約第6条第1項により、議長を充てることになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議長より指名することに決定いたしました。

利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員に高橋市郎君を指名いたします。

ただいま指名いたしました高橋市郎君を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高橋市郎君が当選されました。

当選されました高橋市郎君がただいま議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

日程第14 議案第26号 みなかみ町副町長の選任について

議長(河合生博君) 日程第14、議案第26号、みなかみ町副町長の選任についてを議題といたします。

副町長鬼頭春二君の退席を求めます。

(副町長 鬼頭春二君除斥)

議長(河合生博君) 町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第26号、みなかみ町副町長の選任について提案理由をご説明申し上げます。

みなかみ町現副町長の鬼頭春二氏を副町長に選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

鬼頭氏は、昭和46年旧月夜野町役場に奉職し以来、39年間にわたり幅広く行政経験を重ねられ、平成22年5月より議会の同意をいただき、副町長として4年間、私の片腕として、2万1,000人町民のための行政運営に責任を持って担っていただきました。

引き続き副町長としてご尽力いただきたく、人柄、実績においても、議員各位十分ご承知されているところであり、最も適任と考えます。ぜひともご同意いただくようお願いし、説明にかえさせていただきます。

議長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

これより議案第26号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、みなかみ町副町長の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号、みなかみ町副町長の選任については、原案のとおり同意されました。

鬼頭春二君の退席を解きます。

(副町長 鬼頭春二君入場)

議長(河合生博君) ここで、ただいま同意されました副町長鬼頭春二君よりご挨拶をいただきたいと思えます。

(副町長 鬼頭春二君登壇)

副町長(鬼頭春二君) 挨拶の機会をいただきまして、ありがとうございます。

議員各位におかれましては、4月に行われました議員選挙において、町民の信任を得られ、ご当選おめでとうございます。

先ほどは、私の副町長選任同意をいただき、身に余る光栄でございます。選任されました以上、微力ではありますが、岸町長2期目の政治目標であります「すべての人の力を合わせて、夢開く町みなかみ」の実現のために最善の努力をしたいと考えております。

議員皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長(河合生博君) ここで暫時休憩いたします。開会は1時といたします。

(11時47分 休憩)

(13時00分 再開)

議長(河合生博君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第27号 みなかみ町監査委員の選任について

議長(河合生博君) 日程第15、議案第27号、みなかみ町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、15番久保秀雄君の除斥を求めます。

(15番 久保秀雄君除斥)

議長(河合生博君) 町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第27号、みなかみ町監査委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員1名を議会議員から選任しようとするものであります。

このたびの議会の構成に伴いまして、新たに久保議員を選任いたしたく提案いたします。

久保議員は、平成15年4月から議会議員として活躍され、このたび4期目を迎えられるております。議員各位ご存じのとおり、人格が高潔で、町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた見識を有しておられ、監査委員として適任であります。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議 長(河合生博君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

これより議案第27号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(河合生博君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(河合生博君) ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、みなかみ町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(河合生博君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号、みなかみ町監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

15番久保秀雄君の除斥を解きます。

(15番 久保秀雄君入場)

-
- 日程第16 承認第1号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第2号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第3号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
承認第4号 平成25年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告について

議長（河合生博君） 日程第16、承認第1号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてから承認第4号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告については、関連する議題でありますので、以上4件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 承認第1号から承認第4号について一括してご説明申し上げます。

承認第1号から承認第3号までは、いずれも地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日に施行されることに伴い、関連する条例について、平成26年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

まず、承認第1号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法の固定資産税の非課税の範囲に小規模保育園事業と認定こども園の用に供する用地が追加されたことによる項ずれ及び肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例期限について、平成27年度を平成30年度までに3年間延長するものであります。また、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の税額の特例期限を平成26年度から平成29年度まで3年間延長するものであります。

次に、承認第2号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例ですが、地方税法の平成26年度改正附則により、施行期日にずれが発生することに伴う規定を整備するものであります。

次に、承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の後期高齢者支援金等に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円に引き上げるものであります。また、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を35万円から45万円に引き上げるものであります。

次に、承認第4号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてご説明申し上げます。

去る2月14日から15日にかけての大雪に伴い増高した除雪経費を予算計上したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億4,854万7,000円といたしました。歳出補正予算については、8款土木費、2項道路橋梁費6,600万円の増額は、道路除雪委託料であります。財源となる歳入補正予算について、地方交付税の6,600万円の増額は、特別交付税であります。

また、25年度から26年度への明許繰越の補正は、豪雪時の対応を加味するという県

の防災計画の見直しに伴い、町の地域防災計画修正について県との事前協議等に不測の日数を要すること等によりまして年度内に完了できないため、第2表のとおり平成26年3月28日に専決処分させていただきました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合生博君） 町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、承認第1号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第1号の質疑を終結いたします。

次に、承認第2号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第2号の質疑を終結いたします。

次に、承認第3号について質疑ありませんか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 承認第3号なんですけれども、後期高齢者の支援が16万円、2万円、それから介護のほうの支援が14万円、2万円、合わせて4万円、最高限度額が上がるんですけども、これにより影響を受ける人数というか、世帯数と、それから税込額はどのくらい見込んでいるのか。

議長（河合生博君） 税務課長。

（税務課長 中島直之君登壇）

税務課長（中島直之君） お答えいたします。

関連する住民の数でございますけれども、25年度についてでございますが、2,061世帯、3,456人に影響がございます。収入合計でございますが、約7,400万円の低所得者の減額ということになります。26年度は本算定になってございませんので、正確な数字はまだ出ておりません。

以上でございます。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第3号の質疑を終結いたします。

次に、承認第4号について質疑ありませんか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 補正予算で除雪費を増額というふうな形になりますけれども、除雪費の総額というのと、それから6,600万円追加したことで全部足りたのかどうか。

議長（河合生博君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） お答えいたします。

6,600万円の補正によりまして、今のところまだ決算数字は出ておりませんが、今回の除雪費用はすべて賄える状況でございます。

（「総額」の声あり）

地域整備課長（石田洋一君） すみません。総額、今年度は、今のところの数字でございますが、2億6,129万円ということで、決算に出す予定の数字でございますが、今のところの数字は2億6,129万円でございます。

以上です。

議長（河合生博君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第4号の質疑を終結いたします。

議長（河合生博君） これより承認第1号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第1号の討論を終結いたします。

承認第1号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認め、よって、承認第1号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議長（河合生博君） これより承認第2号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第2号の討論を終結いたします。

承認第2号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議長（河合生博君） これより承認第3号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第3号の討論を終結いたします。

承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

議長（河合生博君） 続きまして、承認第4号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（河合生博君） ありませんので、これにて承認第4号の討論を終結いたします。

承認第4号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告については、原案のとおり承認されました。

日程第17 閉会中の継続審査・調査申出について

議長（河合生博君） 日程第17、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第18 字句等の整理委任について

議長（河合生博君） 日程第18、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

議長（河合生博君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉 会

議長（河合生博君） これにて平成26年第2回（5月）みなかみ町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（13時18分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年5月13日

みなかみ町議会臨時議長 森 下 直

みなかみ町議会議長 河 合 生 博

署名議員 1 番 高 橋 久 美 子

署名議員 1 0 番 林 一 彦